

POPs 廃棄物処理に関する基本的方向性（案）

1. 現状と課題

POPs 廃棄物については、これまで PCB やダイオキシン類については特別措置法を制定することにより、PFOS 類等については技術的留意事項を取りまとめることにより、適正処理を推進してきた。また、一部の POPs 廃棄物については、分解実証試験の実施等により、通常の廃棄物処理能力を活用した処理ルートが確立されてきている。ただし、PCB とダイオキシン類以外の POPs 廃棄物については、制度的に位置付けられておらず、POPs 廃棄物の一層の適正処理の推進のため、個々の POPs 廃棄物処理の現状や国際動向を踏まえ、POPs 廃棄物処理の制度的なあり方について整理する必要がある。

2. 見直しの方向性

POPs 廃棄物の一層の適正処理の推進のため、その処理ルートを制度的にも担保する観点から、排出実態や国際動向を踏まえつつ、POPs を高濃度に含有する汚染物等、一連の処理過程において特別な管理を要する性状のものについては、特別管理廃棄物に新たに指定するべきである。その他の POPs 廃棄物でも、POPs を含有する農薬や消火薬剤等、その対象が明確であるものについては、POPs 条約が求める適正な分解処理を制度的に担保するため、例えば「POPs 含有産業廃棄物」と定義して、上乘せの処理基準を規定するべきである。

一方、POPs が難燃剤として使用されている廃プラスチック等、POPs の含有有無の判別が一見して困難であるものについては、関係業界と連携した取組を推進しつつ、今後の国際動向等を踏まえ、引き続き、制度的な対応の在り方を検討していくべきである。

具体的な対象物質や処理基準等について、引き続き、専門的な検討を進めていくべきである。

なお、廃棄物処理制度における有害物質管理のあり方についても、特別管理廃棄物制度や情報伝達のあり方を含め、今後、専門的な検討を進めていくべきである。